

森田小学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改訂

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、いじめは、絶対に許されない行為であることを児童が十分に理解することが大切である。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めるものである。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) 本校は、一人一人が互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う心を育てることを重視する。
- (2) 本校は、すべての児童が、いじめを行わないこと、いじめを認識しながらこれを放置しないこと、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、十分に理解できるように努める。
- (3) 本校は、いじめをなくすことを目的に、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組む。
- (4) 本校は、いじめの防止等の対策の進捗状況を定期的に検証し、基本理念の実現に向けて継続的に学校全体で取り組む。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指す。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめの防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

- ほめて伸ばす教育
児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。
- 人権教育の推進
人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。
- 体験活動の推進
集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。
- 道徳教育の推進
発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。
- 幼小連携における未然防止にかかる取り組みの推進
幼小連携を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取り組みを促す。

(2) 学校評価への位置づけ

○いじめの防止等のための取り組み（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等のための取り組みの改善に努める。

○評価項目

＜教職員アンケート（いじめ関連事項抜粋）＞

- ・児童の人権意識が高まるように心がけている。
- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。
- ・いじめ防止等について、校内研修に取り組んでいる。

＜児童アンケート（いじめ関連事項抜粋）＞

- ・学校(先生)は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・毎日学校へ通うのが楽しい。
- ・いじめを見たら大人の人に知らせたり、とめたりすることができる。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。
- ・(3・4年) 友達と協力し合うことができる。
- ・(5・6年) 相手の立場に立って考え、助け合って行動することができる。

＜保護者アンケート（いじめ関連事項抜粋）＞

- ・学校は、子どもたち一人一人を大切にし、温かく指導している。
- ・子どものことで、気軽に学校に相談できる。
- ・我が子は、学校生活を楽しくしており、友人関係も良好である。
- ・我が子は、他に対する思いやりや正義を大切にする心が育っている。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取り組みを行っている。

(3) いじめの未然防止

○授業改善

分かる喜び・できる喜びのある授業づくり推進のために、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

○いじめの起きない学校・学級づくり

縦割り活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や児童が主体となって互いに認め合い励まし合う学校づくりを進める。

○開かれた学校

いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

○インターネットや携帯電話等に関する指導

インターネットや携帯電話等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行う。

○配慮が必要な児童への支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえ

た適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童
- ・対応に注意が必要な感染症に感染した児童や感染が疑われる児童

(4) いじめの早期発見

○教師によるいじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いをもち、積極的にいじめを認知するよう努める。

○アンケートの実施

月に1回、いじめの実態調査を行い、いじめ等の問題の早期発見に努める。アンケートはいつでも見返せるよう、次年度終了時まで保管する。

○教育相談体制の充実

年間2回の個別面談（ふれあい月間）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取りと同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図る。

○家庭や地域との連携

家庭訪問や電話連絡などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努める。

(5) いじめの事案対応

○「いじめ対応サポート班」による対応

特定の教職員で抱え込まず速やかに情報を共有するとともに、組織的な対応につなげ、「いじめ対応サポート班」による事実確認と指導により被害児童を守る。

○被害・加害児童への対応

いじめを受けたあるいは報告した児童の心のケアを行い、安全を確保するとともに、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導を行う。

○被害・加害児童の保護者への対応

いじめが起きた場合は、調査結果、指導結果を相互の保護者に説明し、学校での指導への理解と再発防止への協力を得る。

○外部人材の活用と関係機関との連携

必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等の外部専門家、警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等の関係機関と連携を取り、早期解決に向けた最善の方法を講じる。

(6) いじめの解消

いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ①被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

いじめ等により、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や、「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、危機管理マニュアルにある「11 暴力行為が生じた場合の対応」をもとに対処する。生命・心身の保護を最優先して対処する。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ不登校暴力行為対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ不登校暴力行為対策委員会」を常設し月に1回の定例会を開催する。

①構成員 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当等

②活動

- ・いじめ防止基本方針の作成と更新
- ・学校におけるいじめ問題への取り組みの点検
- ・当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・外部機関との連絡、連携
- ・定期的にいじめを市教育委員会に報告する。

I 定例会では、まず、月1回実施する「学校生活についてのアンケート」(別紙Ⅰ)の報告に基づきいじめであるかどうかの認知を行い。対応方針を決定する。アンケートは以下の経路を経て定例会に提出される。

①担任→②学年主任→③生徒指導主事→④定例会

担任 : アンケート結果から問題点を見つけ、聞き取りを行う。結果を学年主任に報告する。

学年主任 : 担任からの報告を集約して、教頭や生徒指導主事に報告する。

生徒指導 : 各学年からの報告を定例会に諮り、いじめかどうかの判断を決定し対応をまとめる。

Ⅱ いじめを認知した場合は、ただちにいじめ不登校暴力行為対策委員会を招集し、基本方針を示す。いじめの調査、指導、保護者への連絡は、1日以内に完了することを基本とする。

Ⅲ 対策委員会で扱ったいじめについては、「問題行動報告書」(別紙Ⅱ)に記録保管する。

(2) いじめ対応サポート班

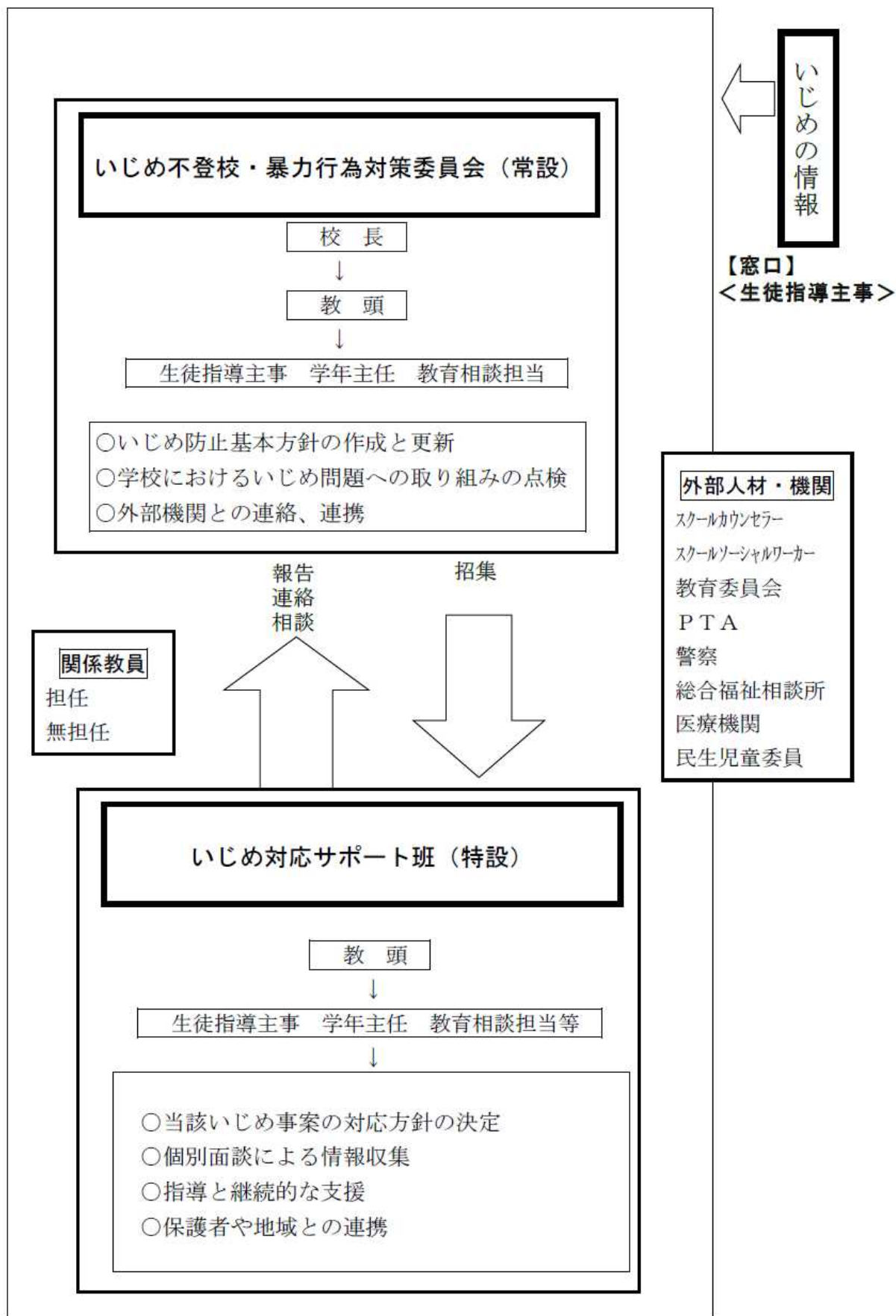
いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取り組みを行う。

①構成員 教頭、生徒指導主事、学年主任、担任等

②活動

- ・聞き取りのための体制をつくり、関係者からの聞き取りを行う。
- ・聞き取り結果を総合し、事実関係を把握する。
- ・担任とともに加害者への指導を行う。
- ・加害者に被害者への謝罪を行わせる。
- ・関係する保護者への報告を行う。
- ・いじめが完了したかどうかをいじめ不登校暴力行為対策委員会に報告する。

いじめの防止等のための組織図



【いじめ対策の年間行動計画】

(4～6月)

森田小学校 【様式3】

	教員の動き等	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
4 月	学級開き	自己紹介	自己紹介	自己紹介	自己紹介 縦割り清掃活動 クラブ活動	自己紹介 縦割り清掃活動 委員会 クラブ活動	自己紹介 縦割り清掃活動 委員会 クラブ活動
	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定	1 年 生 を 迎 え る 会					
		ア ン ケ ー ト 調 査					
5 月	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	縦 割 り 活 動 ス タ ー ト (集団登校) 清掃 縦割り遊び					
	児童理解研修会	「なかよくなるうの会」	「なかよし大作戦」			「宿泊学習に向けて」 SOS の出し方	クラスカウンセリング
	家庭訪問 情報交換	ア ン ケ ー ト 調 査					
6 月	授業参観	情報モラル教室 校外学習	情報モラル教室 まち探検	情報モラル教室 校外学習 エンカウンター	情報モラル教室 ひまわり教室 エンカウンター	宿泊学習 情報モラル教室	情報モラル教室
	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	縦 割 り 遊 び					
		ふれあい週間（担任との個別面談）					
		ア ン ケ ー ト 調 査					

(7～9月)

	教員の動き等	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
7 月	保護者懇談会	楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動 ひまわり教室	楽しい学級活動	楽しい学級活動 クラスカウンセリング	楽しい学級活動
	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	児 童 ふ り 返 り 調 査					
		縦 割 り 遊 び					
8 月		ア ン ケ ー ト 調 査					
		ア ン ケ ー ト 調 査					
		ア ン ケ ー ト 調 査					
9 月		体育大会に向けて	体育大会に向けて 校外学習	体育大会に向けて クラスカウンセリング	体育大会に向けて	体育大会の練習 (学級の団結)	体育大会に向けて (学級の団結)
	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	縦 割 り 遊 び					
		ア ン ケ ー ト 調 査					

(1 0 ～ 1 2 月)

	教員の動き等	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
10 月	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	クラスカウンセリング					
	児童理解研修会	校 内 体 育 大 会					
11 月	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握 ・1学期のまとめ	学年競技での団結	学年競技での団結	学年競技での団結	学年競技での団結	学年競技での団結	学年競技での団結 修学旅行
	授業公開	ア ン ケ ー ト 調 査					
12 月	保護者懇談会	楽しい学級活動 昔遊びの会	楽しい学級活動 クラスカウンセリング	楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動
	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	人 権 集 会					
		児 童 ふ り 返 り 調 査					
		紙 割 り 遊 び					
		ア ン ケ ー ト 調 査					

(1 ～ 3 月)

	教員の動き等	児 童 の 活 動 等					
		1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生
1 月	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握			情報モラル教室	情報モラル教室	情報モラル教室	情報モラル教室
		縦 割 り 遊 び					
2 月	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握	ア ン ケ ー ト 調 査					
		わくわく交流デー クラスカウンセリング 夢へのパスポート	エンカウンター 夢へのパスポート			6年生を送る会 の企画	
3 月	いじめ不登校・暴力行為対策委員会 ・状況把握 ・1年間の反省 ・次年度の計画	6 年 生 を 送 る 会					
		ア ン ケ ー ト 調 査					
		楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動	楽しい学級活動 エゴグラム 校内清掃奉仕活動 卒業式

学校生活についてのアンケート

ねん ぐみ なまえ
年 組 名前

4月のことに答えてください。みなさんの学校生活を楽しむためのアンケートです。
あてはまるところに○をつけてください。

- ①ズックやえんぴつなどをかくされたことがありますか。

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ②「それをかせよ」「これかりるよ」などと言って、自分のものをもっていかれたまま、返してくれないことがありますか？

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ③わけもなく、なぐられたり、けられたりしたことがありますか？

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ④先生や大人のいないところで、いやなことをされたり、悪口を言われたりしたことがありますか。

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ⑤「かばんをもっていけ」「かたづけておけ」などの命令をされたことがありますか？

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ⑥「ことばをしやべらない」「なかまに入れない」などの無視をされたことがありますか。

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ⑦「〇〇さん」「〇〇くん」と遊ぶのやめようとなど、なかまはずれを話しあったことがありますか？

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ⑧「おごれよ」と言って、おごらされたことがありますか？

ある。(1, 2回、 3, 4回 5回以上) ない

- ⑨「マスクをしていない」「せきをしている」「熱がある」「〇〇さん、コロナじゃないの？」などと言われて、いじわるをされたことがあったら書いてください。

- ⑩ 友達がいやなことをされているのを見たことがあったら書いてください。

(よくないことを見かけたら、先生に知らせることは正しいことです。)

- ⑪ 担任の先生に知っておいてほしい話がある。

ある。 特にない。

- ⑫ ⑪のことで、書いてもよいことなら下に書いてください。

書きにくいことは、後で担任の先生が聞きにいきますので、無理に書かなくてもいいです。

問題行動 報告書		校長	教頭	生徒指導	学年主任
報告者		発生日時	年	月	日
名前 該当児童	年 組				
発見のきっかけ		・教員発見 ・保護者から ・周りから ・本人から			
問 題 行 動 状 況 ・ 事 後 処 理					
	解消 (月 日)		継続 ()		